

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

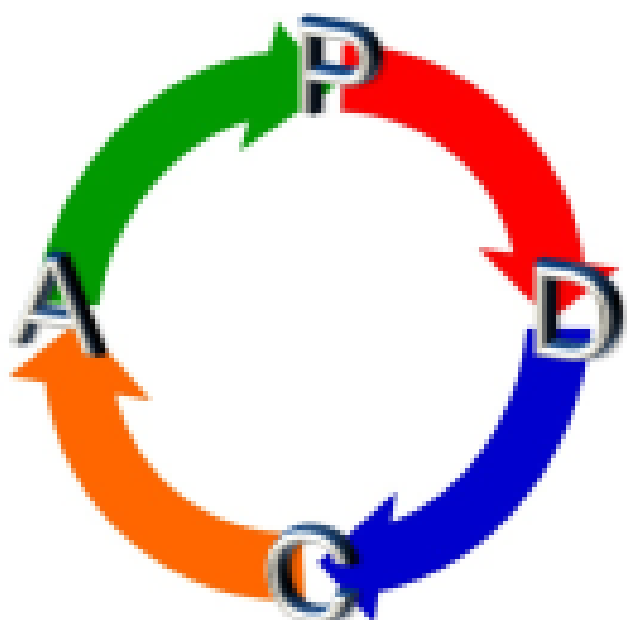
制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、
わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたく
したちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくした
ちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、
ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、
住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・
文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、
責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまち
づくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に
良識と善意をもって接します。



令和 8 年度（2026 年度）鎌倉市行政評価報告書

発行・問い合わせ：鎌倉市政策部企画課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL 0467-23-3000（代表）

FAX 0467-23-8700（代表）

E-mail kikaku@city.kamakura.kanagawa.jp
